

地方中小自治体における総合評価方式による入札制度の本格導入に関する一考察

宇都宮大学大学院工学研究科 正会員 ○藤島 博英
 足利工業大学工学部 正会員 築瀬 範彦
 宇都宮大学大学院工学研究科 正会員 森本 章倫

1. はじめに

平成24年に公表された、「公共工事入札契約適正化法に基づく入札契約実施状況調査」¹⁾(以下、入契法による調査)によると、指定都市を除く市区町村(以下、基礎自治体)における、総合評価方式による入札制度(以下、総合評価)の導入に、頭打ちの傾向が出ている。

しかし、試行導入の伸び率は減少しているが、本格導入に移行した基礎自治体は増加しており、今後の総合評価の拡大に期待できる。

本研究は、基礎自治体の制度の運用面から問題点を明らかにし、ひいては総合評価の更なる普及・拡大に寄与することを目的とし、アンケート調査を実施した。

本稿は、現在までの研究を踏まえ、基礎自治体が総合評価を導入する際、問題として挙げられた、「事務負担増大」および「総合評価に馴染む工事」等に関して²⁾、総合評価を本格導入した自治体(以下、本格導入自治体)と試行中の自治体(以下、試行導入自治体)との意識の違いから、今後の総合評価実施拡大について考察する。

なお、「本格導入」とは、入契法による調査において、「総合評価方式の導入状況」の項目に対し、「本格導入」と回答した自治体を指しており、あくまでも各自治体の判断によるものである。

2. アンケート調査の対象自治体および職員配置状況

アンケート調査は、「本格導入」と回答した指定都市を含む173市区町村および茨城、栃木、群馬の全市町村を対象とした。138自治体(回答率50.5%)より回答があり、その内訳は、本格導入57(指定都市6)、試行導入59(指定都市1)、未導入22自治体である。

回答のあった、指定都市を除く本格導入自治体のグループは、試行導入自治体のグループより、人口2万人未満の割合が高く、5万～10万人未満の割合が低い。

また、図1にアンケート調査の対象とした、指定都市を除く265市区町村の一般行政職員数に対する土木部門職員数の割合を示す。

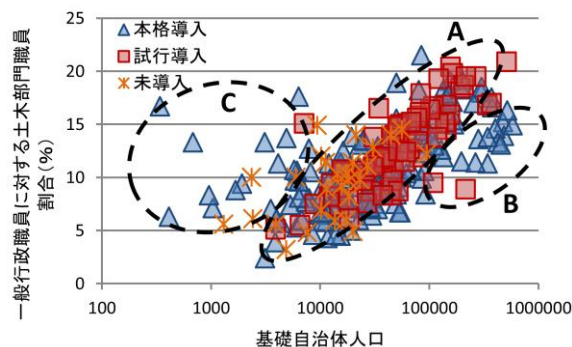


図1 一般行政職員に占める土木部門職員割合³⁾
 但し、指定都市は含まない

基礎自治体の人口が増加するに従い、土木部門の職員割合が比例的に増加するグループ(図中、A)、基礎自治体人口20万～60万人の自治体規模が比較的に大きい自治体において、土木部門職員の割合が低いグループ(図中、B)、基礎自治体人口5,000人以下の小規模な自治体において、土木部門職員の割合が高いグループ(図中、C)の3グループを確認できた。

特に、グループB、グループCは、本格導入自治体の割合が高く、一般行政職員数に対する土木部門職員数の割合が1割前後に分布している。

3. 平成23年度における入札実施状況

(1) 一般競争入札実施状況

一般競争入札の未実施割合は、試行導入自治体1割強に対し、本格導入自治体は、3割を超える。また、一般競争入札の発注件数が1～20件の自治体の割合は同程度であるのに対し、21～200件の自治体割合は、本格導入自治体の場合、3割に満たないが、試行導入自治体は5割程度であった。これは、アンケートに回答した自治体の人口規模の違いによる影響であると思われる。

(2) 総合評価方式による入札実施状況

図2に総合評価により発注を行った件数の基礎自治体割合を示す。

試行導入自治体の約4割、本格導入自治体の約2割

キーワード 地方自治体、総合評価方式、アンケート調査

連絡先 〒321-8585 栃木県宇都宮市陽東7-1-2 宇都宮大学工学部 TEL/FAX 028-689-6224

において、平成 23 年度、総合評価による発注は行われていない。また、4 割の試行導入自治体において、総合評価による発注は 2 件以下である。反対に、本格導入自治体の 3 割は、11 件以上総合評価により発注を行っており、その内、1 割の自治体は 51 件以上の工事に総合評価を適用している。

4. 本格導入自治体と試行導入自治体の意識

(1) 総合評価実施における事務負担について

総合評価の導入が進まない理由の一つとして上げられる、「事務負担」に関して、調査した結果、本格導入自治体の約 6 割、試行導入自治体の 4 割強は、「総合評価による発注件数も少なく事務的な負担は小さい」と回答している。しかし、試行導入自治体の半数は、総合評価の実施に際し、「現在も負担である」と回答している。また、指定都市において、総合評価による発注件数の増加により、大きな事務負担となっている。

(2) 総合評価の適用基準

図 3 に総合評価の適用基準に対する回答を示す。

指定都市を含む本格導入自治体は、一定の価格以上の工事全てに対し、総合評価を適用している割合が高い。また、6 割以上の自治体は、価格基準設定している。

価格基準以外の適用条件を、図 3 の a,c 以外に回答した自治体に対し、調査した結果、「基準なし」の回答が多く、また、「工事担当課に対し、総合評価実施件数の目標値を定めている」との回答もあった。

5. おわりに

本格導入自治体と試行導入自治体に分け、自治体の人口規模、総合評価導入のネックと言われる事務負担、総合評価適応基準等に関して、比較・検討した結果、明確な違いは見られなかった。

本格導入自治体においても、継続的な実施には到らない自治体もある。また、総合評価にふさわしい工事基準に関して、本格導入自治体は、価格基準をもとに選択している。これは、価格以外の基準を具体的に定めることができないため、このような措置を取っていると考えられる。総合評価導入に関し、国や県の支持に従い、問題意識を持たないまま取り組み⁴⁾、明確な適用基準を持つこと無く、試行を重ねても、本格導入への転換は難しいと思われる。

現在、約 4 割の広域自治体においても、本格導入に至らない状況を見ると、今後、総合評価への適用基準を具体的に定め、示す必要があると思われる。

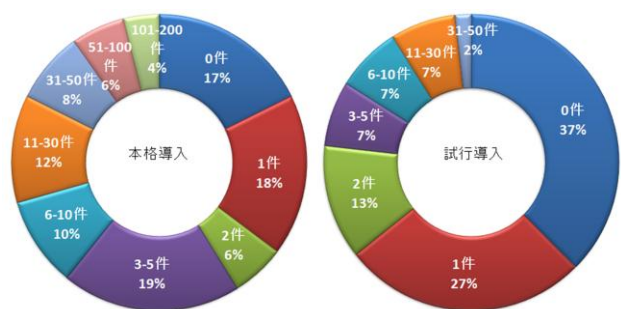
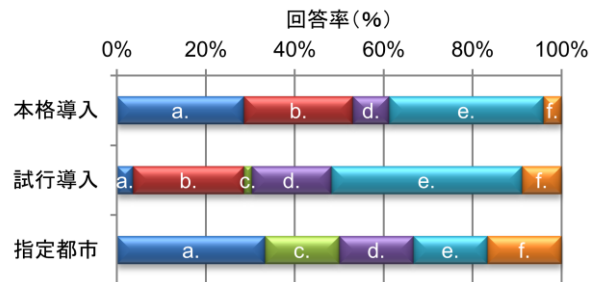


図 2 総合評価による発注件数の基礎自治体割合
但し、指定都市は含まない



- a.一定の価格以上の工事全て
b.一定の価格以上の工事の内、一部を対象
c.一般競争入札全て
d.一般競争入札の内、一部を対象
e.価格の基準を用いることなく、総合評価にふさわしい工事
f.その他

図 3 総合評価の適用基準

また、本格導入している小規模な基礎自治体において、土木部門職員の割合が高いことは、総合評価を本格実施するにあたり、一定数の技術系職員は必要であることを示していると思われる。しかし、財政難等により職員数の確保は難しく、特に、町村といった小規模自治体に対し、何らかの措置が必要であると考えられる。

最後に、多くの地方自治体は、総合評価本格導入に向け、試行を重ね真摯に取り組んでいる姿が窺えた。

謝辞：アンケート実施にあたり、調査にご協力いただいた各自治体の担当者の方々にお礼申し上げます。

参考文献

- 国土交通省・総務省・財務省：入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について、平成 24 年 6 月
- 藤島、築瀬：地方中小自治体における総合評価方式による入札制度導入の実態に関する研究、土木学会論文集 F4 (建設マネジメント) Vol. 67, No4 特集号, pp. I_239-I_250, 平成 23 年 12 月
- 総務省：地方公共団体定員管理関係、http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/teiin/index.html
- 藤島、築瀬：地方中小自治体における総合評価導入に関する意識調査、第 40 回土木学会関東支部技術研究発表会講演概要集、平成 25 年 2 月